

# 令和6年度盛岡市生活保護健康管理支援事業に係るレセプト分析等業務委託 仕様書

## 第1 事業名称

令和6年度盛岡市生活保護健康管理支援事業に係るレセプト分析等業務委託

## 第2 事業目的

盛岡市において生活保護を受給している者（以下「被保護者」という。）に係るレセプトデータ（以下「レセプト」という。）を基に現状の医療情報等を調査・分析し、医療扶助適正化の課題とともに被保護者の健康課題を把握するものとする。

また、盛岡市が上記課題に基づいた事業方針を策定した後、被保護者をその事業に必要なリスクに応じて階層化し、適正受診・健診受診勧奨等を行うリストを作成するものとする。

## 第3 履行期間

契約締結の翌日から令和7年2月28日まで

## 第4 業務内容

### 1 レセプト等の調査・分析業務

受注者は発注者が提供するレセプト等データにより次の調査・分析等を行うものとする。

#### (1) 健康診査データ及びレセプトデータによる保健指導対象者群分析

健康診査データとレセプトデータを組み合わせ、健康診査データの有無や健診異常値に対する疾病での医療機関受診の有無、生活習慣病に係るレセプトの有無を判定し、被保護者のグループ化を行い分析すること。また、それぞれのグループの一人当たりの医療費、人数を算出すること。

#### (2) 生活習慣病治療中断者に係る分析

かつて生活習慣病の治療を受けていたにもかかわらず、一定期間、医療機関受診が確認できない生活習慣病治療中断者について、より効果が高く効率が良い事業とするために、優先順位をつけた対象者抽出を行うこと。

#### (3) 糖尿病性腎症重症化予防に係る分析

人工透析患者については、血液透析だけではなく、腹膜透析も含めた分析による医療費、人数を算出すること。

糖尿病患者については、腎症の悪化等重症化を阻止・遅延させることを目的とし、糖尿病の病期階層化を行うとともに、費用対効果の高い層から順に保健指導対象者を層別化すること。また、糖尿病の病期階層化は、対象を健康診査の検査結果のある被保護者だけに限定せず、より多くの被保護者を対象とするために、レセプトを分析し、傷病名

や診療行為・投薬の状況から判断して行うことで、健康診査の未受診者からも対象者を抽出すること。

(4) 脳梗塞の発症予防・再発予防に係る分析

脳卒中、心筋梗塞における疾病別の医療費、患者数を分析すること。

(5) 受診行動適正化に係る分析

重複受診、頻回受診、重複服薬の患者について、その要因となる疾病や薬剤、患者数を分析すること。また、被保護者健康管理事業の効果的な実施のために、患者の個々の状態（分析期間における診療履歴）を分析し、費用対効果の高い層から順に対象者を層別化すること。

(6) 後発医薬品普及率に係る分析

分析対象期間の月ごとの普及率を金額ベース及び数量ベースで算出すること。

(7) COPDに係る分析

COPD（慢性閉塞性肺疾患）における医療費、患者数を分析すること。

(8) 指定難病に係る分析

指定難病に該当する傷病名が記載されているレセプトの医療費について分析すること。

(9) 精神疾患患者退院促進に係る分析

医療扶助による長期入院患者のうち、精神疾患における退院促進の対象となる可能性がある患者の医療費、患者数を分析すること。

(10) 自立支援医療（精神通院）に係る分析

自立支援医療（精神通院）に該当する傷病名が記載されているレセプトの医療費について分析すること。

(11) 薬剤併用禁忌に係る分析

薬剤併用禁忌の発生状況を明らかにし、薬剤併用禁忌に該当する対象者を抽出すること。

(12) 服薬情報通知に係る分析

服薬状況を把握し適切な服薬を促すことを目的に、長期多剤服薬者の特定を行うこと。

(13) ロコモティブシンドロームに係る分析

ロコモティブシンドロームの原因疾患における医療費、患者数を分析すること。

(14) 基礎統計

被保護者数、レセプト件数、医療費、患者数等の盛岡市における医療費の全体像を明確にすること。

(15) 高額なレセプトの疾病傾向分析

医療費が高額化している疾病のうち予防可能な疾病を特定するため、高額なレセプトに着目し要因となる主要疾病を分析すること。

(16) 疾病別医療費統計

厚生労働省が定める疾病分類表「大分類・中分類（121分類）ごとの医療費・レセプト件数、患者数の統計資料を作成し、医療費の全体像と疾病構成を明確にすること。

## 2 対象者リストの作成

受注者は発注者が提供するレセプト等を基に必要な分析・解析を行い、次の資料を作成するとともに、ケースワーカー等が行う指導等の効果を分析するものとする。なお、各リストの様式は発注者と受注者で協議のうえ決定する。

### (1) 受診行動適正化リスト

受診行動適正化リストは、重複受診者、頻回受診者、重複服薬者について以下の項目を含めてリスト化すること。また、同一人が重複受診、頻回受診重複服薬に該当する場合は、同一リスト内に並べて記載すること。

#### ア 重複受診者リスト

重複受診者リストは、同一月内に同一傷病で2つ以上の医療機関を受診している対象者についてリストを作成すること。

なお、対象者が、がん、精神疾患（認知症含む）、難病、人工透析での治療の有無を記載すること。

#### イ 頻回受診者リスト

頻回受診者リストは、同一傷病について、同一月内に同一医療機関を15日以上受診している者を抽出し、そのうち、対象月の通院日数と対象月の前月及び前々月の通院日数の合計が40日以上になる対象者についてリストを作成すること。

なお、対象者が、がん、精神疾患（認知症含む）、難病、人工透析での治療の有無を記載すること。

#### ウ 重複服薬者リスト

重複服薬者リストは、複数の医療機関・薬局から同系医薬品の投与日数合計が60日を超える処方されている対象者についてリストを作成すること。

なお、対象者が、がん、精神疾患（認知症含む）、難病、人工透析での治療の有無を記載すること。また重複服薬が向精神薬に該当する場合も同様に有無を記載すること。さらに、重複服薬となっている薬剤名を被保護者別診療年月毎に明細を示すこと。

### (2) 医療機関受診勧奨リスト

発注者が指示するレセプトにより、生活習慣病の治療を中断している者のリストを作成する。

### (3) 健康診査受診勧奨リスト

発注者が指示するレセプトにより、現在生活習慣病による治療を行っていない者のリストを作成する。

### (4) 糖尿病性腎症重症化予防リスト

発注者が指示するレセプトにより、適切な指導対象者を把握するため、糖尿病に起因する腎臓病患者以外を除外する。次に、糖尿病患者であるが生活習慣病を起因としていない糖尿病患者や、指導対象者として適切でない患者（透析患者、腎臓移植した可能性がある患者、既に生活保護受給資格のない者）を除外する。このように、生活習慣起因の糖尿病または腎症と考えられる患者を選定しリストを作成する。

なお、対象者が、がん、精神疾患、難病、認知症での治療の有無を記載すること。

### 3 レセプト等の調査・分析業務及び対象者リストの作成における要件

受注者は、上記のレセプト等の調査・分析業務及び対象者リストの作成を行うに当たり、以下の要件を満たす必要がある。

#### (1) レセプト等の調査・分析業務における要件

ア 盛岡市において、ケースワーカー等が行う指導等の計画立案を定量的に行うために、受注者は、レセプトデータ等により患者個人ごとの傷病コード単位での医療費を所定の期間内に分解解析する必要がある。

イ 受注者は、医療費の分解解析の精度に関して、専門の医療従事者がレセプトより医療費を分解解析した精度と同等であることが、第三者の学術機関により証明されていることを示す必要がある。

ウ 受注者は、後述する提供するデータに記載の分量のデータを元に、所定の期間内に分解解析する必要があるため、医療費の解析にはコンピュータープログラムを用いることとする。

エ 医療費等の分析において、今後経年での推移を元に分析と計画立案を行うため、データベースを構築し、連続性と分析結果の再現性を求めるものとする。したがって、定期的に改定される国際疾病分類（ICD）単位での医療費の分解解析方法及び医療費分配法（PDM法）による医療費の分解解析方法を用いることは認めない。

オ レセプトに記載されている未コード化傷病名をコード化し、傷病名全体に対する未コード化傷病名の割合を3%未満とし、精度の高いデータベースにすること。

カ レセプトに記載された全ての傷病名と診療行為（薬剤、検査、処置、指導料等）を正しく結びつけ、レセプトに複数の傷病名が存在する場合は、傷病名毎の医療費が算出可能な精度の高いデータベースとすること。また、実際には治療されていない傷病名に医療費が集計されることのないようにすること。

#### (2) 対象者リストの作成における要件

ア 対象者リストの作成に当たっては、ケースワーカー等が行う指導等において、指導対象者として不適切な対象者が混入する等の瑕疵がないようにする必要がある。したがって、受注者はレセプトの摘要欄に記載の処置、処方、検査等を元に患者の医療の状況を把握する解析技術を有している必要がある。

イ 受注者は、対象者リストの精度に関して、専門の医療従事者がレセプトにより対象

者選定した精度と同等であることが第三者の学術機関により証明されていることを示す必要がある。

ウ 受注者は、後述する提供するデータに記載の分量のデータを元に、所定の期間内に分解解析をする必要があるため、医療費の分解解析にはコンピュータープログラムを用いることとする。

## 第5 成果物

受注者は、第4業務内容の成果物を下記(1)及び(2)のとおり印刷物で2部ずつ納品のほか、電子データで納入すること。電子データは直接印刷可能な解像度の完成原稿の形(pdf形式)及び編集が可能である形式(Microsoft Word、Excel形式)でDVD-R等の保存媒体で納入すること。

### (1) レセプト等の調査・分析業務

調査分析した結果をまとめた冊子一式

### (2) 対象者リスト

各仕様における対象者リスト一式

## 第6 提供するデータ

### 1 提供するデータの種類

発注者から提供するデータは次のとおりとする。

#### (1) 生活保護受給者レセプトデータ

令和5年4月1日から令和6年3月31日診療分(1年分1回受領)

#### (2) 健康診査データ

令和5年度分

#### (3) 被保護者データ及び医療券情報

前項1のレセプトデータ期間中の被保護者情報及び医療券発行情報

### 2 データの提供方法

データの提供はDVD-R等の記録媒体を用いて行う(通信回線を介した送信は行わない)。

なお、記録媒体は受注者が用意すること。

### 3 受渡場所

提供するデータの受渡場所は、盛岡市保健福祉部生活福祉第一・二課とする。

## 第7 個人情報の保護

### 1 情報セキュリティの水準

受注者は、プライバシーマーク又はISO/IEC27001認証を取得していること。なお、ISO/IEC27001認証は、この仕様書に定める業務を行う組織において取得していること。また、受注者は、最新の状態を保持するものとし、更新する場合は、登録証の写しを発注

者に提示すること。

- 2 受注者は、契約締結時に別に定める「個人情報取扱事務に関する特記仕様書」を発注者と締結するものとする。
- 3 この業務で使用するデータ及び印刷物の個人情報が外部に漏れることのないよう、その運搬及び保管に関しては十分注意すること。
- 4 受注者は、個人情報を含む磁気媒体の授受及び搬送を行う際は、書面（送付書、受領書）にて確認の上、鍵付ケース等に格納し、目的地まで直行すること。
- 5 電子データについては、暗号化又はパスワードを設定する等の方法により、個人情報の漏えいを生じないように十分な対策を施すこと。なお、インターネット等を介した電子メール等でのデータ送受信は認めない。
- 6 受注者は、履行期間終了後、貸与されたデータを発注者に返却し、サーバ内のディスクに保存されたデータについては全て消去するとともに、完了した旨を発注者に報告すること。

#### 第8 その他

この仕様書に明示されていないもの、又は疑義があるものについては、発注者と受注者とが協議して定めることとし、軽微なものについては、発注者の指示に従うものとする。